

証券コード 5856

2024年5月20日

(電子提供措置の開始日2024年5月13日)

株 主 各 位

東京都中央区銀座八丁目9番13号

株式会社 エルアイイーエイチ

代表取締役社長 福村 康 廣

## 臨時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社臨時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては電子提供措置をとっており、インターネット上の下記ウェブサイトにて「臨時株主総会招集ご通知」として電子提供措置事項を掲載しております。

当社ウェブサイト (<https://lieh.co.jp/investment/>)

また、上記のほか、インターネット上の下記ウェブサイトにも掲載しております。

東京証券取引所ウェブサイト

(<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>)

上記ウェブサイトにてアクセスして、当社名又は証券コードを入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR 情報」を順に選択のうえ、ご覧ください。

当日ご出席されない場合は、書面により議決権を行使することができますので、お手数ながら電子提供措置事項に掲載の株主総会参考書類をご検討くださいまして、同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、2024年6月3日(月曜日)午後6時(当社の営業終了時間)までに到着するよう折り返しご送付くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

## 記

1. 日 時 2024年6月4日（火曜日）午前10時（受付開始 午前9時30分）
2. 場 所 東京都中央区銀座8-2-8 京都新聞銀座ビル6階  
会場名：TKP銀座ビジネスセンター  
（当日は会場の都合により、午前9時30分以前にお越しいただいても入場はできませんのでご来場はそれ以後にお願いいたします。  
なお、昨年~~の~~の定時株主総会の会場より変更となっておりますので、  
末尾の株主総会会場ご案内図をご参照ください。

### 3. 株主総会の目的である事項

#### 決議事項

議案 子会社株式の譲渡契約承認の件

### 4. その他株主総会招集に関する事項

議決権行使書面において、議案に賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとして取り扱わせていただきます。

以 上

~~~~~

1. 今回、臨時株主総会にご出席の株主様へのお礼の品（お土産）の配布はございません。何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。
2. 当日ご出席の際には、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
3. 電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している上記の各ウェブサイト  
に修正内容を掲載させていただきます。

# 株主総会参考書類

## 議案及び参考事項

### 議案 子会社株式の譲渡契約承認の件

当社は、2024年5月13日開催の取締役会において、当社の子会社である株式会社ボン・サンテ（以下「ボン・サンテ」又は「対象会社」といいます。）の食肉事業を当社の子会社として新たに設立する株式会社エフミート（以下「エフミート」といいます。）に吸収分割の方法により承継させた上で（当該吸収分割を、以下「本件会社分割」といいます。）、当社が保有するボン・サンテの全株式を株式会社G-7ホールディングス（以下「G-7」といいます。）に譲渡すること（以下「本件株式譲渡」といいます。）を決議し、2024年5月14日付けで、G-7との間で株式譲渡契約（以下「本契約」といいます。）を締結いたしました。

本議案は、会社法第467条第1項第2号の2に基づき、本契約のご承認をお願いするものであります。

なお、本件株式譲渡の実行日は、2024年7月1日を予定しております。

#### 1. 子会社株式の譲渡を行う理由

当社グループは、現在、食品流通事業、酒類製造事業及び教育関連事業を営んでいますが、2023年10月に、教育関連事業の売上高拡大と収益向上を図ることを目的として、授業動画制作・授業のオンライン化に対応した学習指導を行っている株式会社TransCoolを子会社化するなど、今後は、これまで以上に教育関連事業に注力していくことを予定しております。

一方で、当社は、成長性と安定性を重視する事業ポートフォリオへの再構築が喫緊の課題となっていることを踏まえ、2023年5月頃から、ボン・サンテが行っている業務スーパー事業の経営方針に関して検討を進めてまいりましたが、今般、ボン・サンテの業務スーパー事業をG-7に譲渡することが当社グループの経営資源の「選択と集中」を推し進めていく上で有用であり、当社グループの総合的な企業価値の向上に資すると判断したことから、ボン・サンテが行っている業務スーパー事業と食肉事業のうち、食肉事業をエフミートに承継させた上で、当社が保有するボン・サンテの全株式をG-7に譲渡することといたしました。

## 2. 子会社の株式譲渡契約の内容の概要

本契約の内容の概要は以下のとおりであります。なお、概要の作成にあたっては、一般的な条項の記載を省略したほか、全体の趣旨を損なわない範囲で細部を調整しております。

当社は、本契約に定められた各前提条件が充足されること等を条件として、2024年7月1日をもって、当社が保有するボン・サンテの全株式をG-7に譲渡いたします。

### (1) 取引の当事者等

#### a. 当事者

売主：株式会社エルアイイーエイチ

買主：株式会社G-7ホールディングス

#### b. 譲渡対象株式

株式会社ボン・サンテの発行済株式のすべて（1,980株）

#### c. 本件株式譲渡実行日（クロージング日）

2024年7月1日又は当事者が書面により別途合意する日

### (2) 譲渡価格、価格調整

#### a. 譲渡価格

56億円

#### b. 価格調整

- ① 譲渡価格から本契約に定める方法に従い作成・修正された対象会社の2024年3月期に係る損益計算書上の営業利益の額に7を乗じて算出した金額を控除して算出した金額が正の値の場合、譲渡価格は、56億円から当該金額を減算した額に調整される。
- ② 本契約に定める方法に従い作成・修正された対象会社のクロージング日に係る貸借対照表の資産の合計額から負債の合計額及び10億円を控除して算出される金額が正の値の場合、買主は売主に対して当該金額を支払い、当該金額が負の値の場合、売主は買主に対して当該金額の絶対値に相当する金額を支払う。

### (3) 前提条件

#### a. 買主の本件株式譲渡実行（以下「クロージング」という。）の前提条件

- ① 売主の表明保証が、重要な点において真実かつ正確であること。
- ② 売主がクロージング前の義務を重要な点においてすべて履行していること。
- ③ 対象会社の取締役会において、本件株式譲渡に係る譲渡承認決議（以下「本取締役会決議」という。）がなされたこと。
- ④ 対象会社及びエフミートの株主総会において、本件会社分割に係る吸収分割契約が承認（以下「本株主総会承認①」という。）されたこと。
- ⑤ 売主の株主総会において、本件株式譲渡が承認（以下「本株主総会承認②」という。）されたこと。
- ⑥ 本件株式譲渡の実行の差止訴訟等や本件株式譲渡を制限又は禁止する旨の司法・行政機関等の判断等が存在しないこと。
- ⑦ 対象会社による業務スーパー事業（以下「本件事業」という。）のための店舗の使用を制限する事由が生じていないこと。
- ⑧ 対象会社の財政状態、経営状況、キャッシュ・フロー、事業、財務状況若しくは将来の収益計画又はその見通しに重大な悪影響を及ぼす事由等が具体的に存在していないこと。
- ⑨ 対象会社の取締役及び監査役の実任者が辞任届を提出していること。
- ⑩ 本件会社分割の効力が発生しており、無効事由を構成する事実が判明していないこと。
- ⑪ 独占禁止法第10条第2項に基づく届出（以下「本件株式取得届出」という。）が履践され、法定の待機期間が経過し、かつ、排除措置命令等がとられていないこと。
- ⑫ 本件事業のためのフランチャイズ契約の相手方（以下「フランチャイザー」という。）が、本件株式譲渡等を承諾する旨の書面を提出していること。
- ⑬ 重要契約の相手方から、本件株式譲渡又は本件会社分割を承諾する旨の書面が得られていること。
- ⑭ 対象会社と売主及びその子会社との取引関係は、当事者間で確認したもの以外に存在しないこと。
- ⑮ 法人税申告書のうち一定の項目について、2024年3月期以降の対象会社の法人税申告において記載不要とするために必要な措置（以下「本件調整措置」という。）が講じられるように最大限努力していること。
- ⑯ 買主の指定する従業員が、対象会社を退職し又は退職する意思表示をしていないこと。対象会社のパート従業員が一定人数以上存在していること。

⑰ 本契約に定める方法に従い作成・修正された対象会社の2024年3月期に係る貸借対照表（以下「基準日修正貸借対照表」という。）の資産の合計額から負債の合計額及び10億円を控除して算出される金額が正の値であること。

b. 売主によるクロージングの前提条件

- ① 買主の表明保証が、重要な点において真実かつ正確であること。
- ② 買主がクロージング前の義務を重要な点においてすべて履行していること。
- ③ 対象会社の取締役会において、本取締役会決議がなされたこと。
- ④ 対象会社及びエフミートの株主総会において、本株主総会承認①がなされたこと。
- ⑤ 売主の株主総会において、本株主総会承認②がなされたこと。
- ⑥ 本件会社分割の効力が有効に発生しており、無効事由を構成する事実が判明していないこと。
- ⑦ 本件株式取得届出が履践され、法定の待機期間が経過し、かつ、排除措置命令等がとられていないこと。

(4) 表明保証

a. 売主の表明保証の項目

- ① 売主に関する事項：設立及び存続、手続の履践、強制執行可能性、法令等との抵触の不存在、許認可等の取得、売主の状態、売主の意図、反社会的勢力、本件株式の保有
- ② 対象会社に関する事項：設立及び存続、発行可能株式総数及び発行済株式総数、潜在株式、子会社・関連会社、法令等との抵触の不存在、財務諸表等、開示の正確性、知的財産権、店舗、設備等、商品・在庫、債権、重要な資産等、保証、重要契約等、公租公課等、許認可等、法令遵守、役職員、保険、環境、訴訟その他紛争の不存在、関連当事者取引、対象会社の状態、反社会的勢力、その他

b. 買主の表明保証の項目

設立及び存続、手続の履践、強制執行可能性、法令等との抵触の不存在、許認可等の取得、買主の状態、買主の意図、反社会的勢力

## (5) 主要な義務

### a. 売主のクロージング前の義務

- ① 売主の表明保証に反する事実が生じた場合の通知義務
- ② 本件事業の通常の業務の範囲内での事業運営及び資産管理義務
- ③ 本件株式譲渡及び本件会社分割と矛盾、抵触し、又はこれを阻害するおそれのある取引等を行わず、かつ、対象会社をして行わせない義務
- ④ 対象会社をして、本取締役会決議を適法かつ有効に行わせる義務
- ⑤ 対象会社及びエフミートをして、本株主総会承認①に合理的に必要な行為を行わせる義務
- ⑥ 本件株式譲渡について承認を求める議案を売主の株主総会に上程し、本株主総会承認②がなされるよう合理的に必要な行為を行う義務
- ⑦ 本件会社分割及び本件株式譲渡のために法令等、社内規則及び契約上必要な手続を実施し、かつ、対象会社及びエフミートをして実施させる義務
- ⑧ 前提条件の充足に向けた最大限努力義務
- ⑨ 対象会社をして、対象会社の取締役及び監査役的全員から辞任届を取得させる義務
- ⑩ 対象会社の売主に対する経営指導料の支払義務を消滅させる義務
- ⑪ 対象会社をして、一定の契約の相手方から、本件株式譲渡又は本件会社分割を承諾する旨の書面を取得させる最大限努力義務
- ⑫ 対象会社をして、フランチャイザーから、本件株式譲渡等を承諾する旨の書面を取得させる商業上合理的な範囲内での最大限努力義務
- ⑬ 対象会社をして、買主が指定する店舗の賃貸人との間で、現行の賃貸借契約と実質的に同条件の賃貸借契約の予約契約（以下「再契約予約」という。）を締結させる商業上合理的な範囲内での最大限努力義務
- ⑭ 対象会社をして、買主が指定する店舗の冷凍ケースの更新を完了させる商業上合理的な範囲内での最大限努力義務
- ⑮ 対象会社をして本件調整措置を講じさせることについて合理的な範囲内での最大限努力義務
- ⑯ 対象会社をして、株主名簿を作成させる義務
- ⑰ 基準日修正貸借対照表の資産の合計額から負債の合計額を控除して算出される金額が10億円に不足する場合には、当該不足金額以上の金額を対象会社に対して貸し付ける義務

### b. 買主のクロージング前の義務

- ① 買主の表明保証に反する事実が生じた場合の通知義務
- ② 本件株式譲渡のために法令等及び買主の社内規則上必要な手続の実施義務
- ③ 本件株式取得届出の履践義務、排除措置命令等がとられないために必要な措置を講じる義務

c. 売主のクロージング後の義務

- ① 本件株式譲渡後3年間の競業禁止義務
- ② 対象会社の従業員に対する勧誘禁止義務
- ③ エフミートをして、商業上合理的に可能な範囲で、対象会社との間で食肉卸取引を行わせる義務
- ④ 対象会社に対して、対象会社が東京本部として使用している物件を継続的に使用させる義務
- ⑤ 第三者の買主又は対象会社に対する損害賠償請求等への対応について実務上合理的に可能な範囲で最大限協力する義務
- ⑥ 対象会社の債権者から本件会社分割について無効の訴えが提起された場合、エフミートをして、当該債権者に対して債務の弁済をさせる義務
- ⑦ 再契約予約の締結について商業上合理的な範囲内で最大限協力する義務
- ⑧ 買主が指定する店舗の賃貸借契約について、賃貸借期間の満了時まで、当該賃貸借契約期間以上の期間を賃貸借期間とする賃貸借契約を締結できなかった場合、本契約に定める方法に従い算定した金額を買主に対して支払う義務
- ⑨ 買主が指定する店舗の冷凍ケースの更新に要した合理的な費用相当額を買主に対して支払う義務
- ⑩ 対象会社をして、対象会社による売主からの連結納税離脱に必要な税務申告を行うべき期限までに、本件調整措置を講じさせる義務

d. 買主のクロージング後の義務

- ① 対象会社をして、会社法上必要な員数の取締役及び監査役を選任するために必要な議案を株主総会に上程させ、自ら当該選任議案に賛成の議決権を行使する義務
- ② 売主又はその役員が対象会社のために対象会社の取引先に対して提供している担保及び保証を解除する商業上合理的な範囲内での努力義務
- ③ クロージング日から3年間の雇用条件を維持する義務



#### (6) 補償

a. 売主及び買主は、自らの表明保証違反及び本契約上の義務違反について補償義務を負担する。

b. 補償義務は以下の制限に従う。

- ① 請求金額の上限：譲渡価格の20%に相当する額
- ② 請求金額の下限：(i)単一の事実に基づく請求（以下「個別請求」という。）に係る損害の額が300万円以下の場合には免責される。(ii)損害の額が300万円を超える個別請求に係る損害の額の合計額が2,000万円以下の場合には免責される。
- ③ 請求可能期間：クロージング日から12か月間。但し、「公租公課等」に関する表明保証違反はクロージング日から7年間、「役職員」に関する表明保証違反はクロージング日から3年間、クロージング後の義務違反は当該義務違反が生じたことを認識した日から3か月間とする。
- ④ ①乃至③の定めは、(i)売主による表明保証のうち、売主に関する事項及び対象会社に関する事項の「訴訟その他紛争の不存在」の違反に基づき補償請求をする場合、並びに(ii)売主に悪意又は重過失がある場合には、適用されない。

#### (7) 解除

以下の事由が発生した場合、クロージングの完了前に限り本契約を解除できる。

- ① (i)本契約において相手方が行った表明及び保証の全部又は一部が、重要な点において正確でなかった若しくは真実ではなかった場合、又は(ii)相手方において本契約に基づく義務について、重大な違反があった場合であって、解除権者が相手方に対して催告したにもかかわらず、催告後1か月が経過する日までに、表明保証違反又は義務違反が是正されなかったとき
- ② 相手方（売主については対象会社を含む。）について、破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始、特別清算開始その他類似の倒産手続開始の申立てがなされたとき
- ③ 解除権者の責に帰すべき事由によらずに、本契約締結日から6か月が経過する日までにクロージングが行われないうとき

### 3. 子会社株式譲渡契約に基づき当社が受け取る対価の相当性に関する事項の概要

当社は、本契約に従い、当社が保有するボン・サンテの全株式をG-7に対して金56億円で譲渡いたします（当該譲渡価格は、本契約の定めに従って、2024年3月期に係る損益計算書上の営業利益の額及びクロージング日に係る貸借対照表上の純資産額によって調整される可能性があります。）。

当社は、独立した当事者であるG-7との間で慎重に協議・交渉を重ねた結果、当該譲渡価格を合意するに至っており、ボン・サンテの事業や財務の状況及び今後の見通し等を総合的に勘案し、当社が受け取る対価は相当であると判断しております。

#### 4. 子会社株式譲渡先の概要

|                             |                                                                                                               |             |
|-----------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------|
| (1) 名称                      | 株式会社G-7ホールディングス                                                                                               |             |
| (2) 所在地                     | 兵庫県神戸市須磨区弥栄台2丁目1番地の3                                                                                          |             |
| (3) 代表者の役職・氏名               | 代表取締役 金田 達三                                                                                                   |             |
| (4) 事業内容                    | 会社の株式又は持分を保有することにより、当該会社の事業活動を支配、管理する業務                                                                       |             |
| (5) 資本金                     | 17億8570万円                                                                                                     |             |
| (6) 設立年月日                   | 1976年6月18日                                                                                                    |             |
| (7) 大株主及び持株比率(2023年9月30日現在) | 一般社団法人Kトラスト信託口                                                                                                | 26.86%      |
|                             | 公益財団法人G-7奨学財団                                                                                                 | 16.61%      |
|                             | 木下 陽子                                                                                                         | 7.50%       |
|                             | 日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)                                                                                       | 7.37%       |
|                             | 株式会社オートバックスセブン                                                                                                | 5.00%       |
|                             | NORTHERN TRUST CO. (AVCF) RE THE HIGH CLERE INTERNATIONAL INVESTORS SMALLER COMPANIES FUND (常任代理人 香港上海銀行東京支店) | 3.30%       |
|                             | BBH FOR FIDELITY LOW-PRICED STOCK FUND (PRINCIPAL ALL SECTOR SUBPORTFOLIO) (常任代理人 株式会社三菱UFJ銀行)                | 2.81%       |
|                             | SSBTC CLIENT OMNIBUS ACCOUNT (常任代理人 香港上海銀行東京支店)                                                               | 2.05%       |
|                             | 日本カストディ銀行(信託口)                                                                                                | 1.72%       |
| 損害保険ジャパン株式会社                | 0.76%                                                                                                         |             |
| (8) 当社と当該会社との関係             | 資本関係                                                                                                          | 該当事項はありません。 |
|                             | 人的関係                                                                                                          | 該当事項はありません。 |
|                             | 取引関係                                                                                                          | 該当事項はありません。 |

以上

## 株主総会会場ご案内図



今回、臨時株主総会にご出席の株主様へのお礼の品（お土産）の配布は  
ございません。何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。

- 場所 東京都中央区銀座8-2-8  
京都新聞銀座ビル6階  
会場名：TKP銀座ビジネスセンター
- 交通
- |           |        |        |
|-----------|--------|--------|
| 都営地下鉄浅草線  | 「新橋」駅  | 下車徒歩5分 |
| JR東海道本線   | 「新橋」駅  | 下車徒歩5分 |
| JR横須賀線    | 「新橋」駅  | 下車徒歩5分 |
| 東京メトロ銀座線  | 「新橋」駅  | 下車徒歩5分 |
| JR山手線     | 「新橋」駅  | 下車徒歩5分 |
| ゆりかもめ     | 「新橋」駅  | 下車徒歩6分 |
| 東京メトロ日比谷線 | 「銀座」駅  | 下車徒歩6分 |
| 東京メトロ丸ノ内線 | 「銀座」駅  | 下車徒歩6分 |
| 東京メトロ銀座線  | 「銀座」駅  | 下車徒歩6分 |
| 都営地下鉄三田線  | 「内幸町」駅 | 下車徒歩5分 |